

議案第63号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

緊急一時保育及び一時保育に係る使用料を無償化するほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1の項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同表3の項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第8条を次のように改める。

(子ども発達センターにおける緊急一時保育等の利用に係る使用料)

第8条 緊急一時保育等の利用に係る使用料は、0円とする。

第9条を削り、第9条の2を第9条とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に利用した緊急一時保育に係る減額又は免除は、なお従前の例による。